

競売入札妨害（談合）に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：① (株) 西郷組
② (有) 山之内建設
③ 三高建設 (株)
④ 吉村興業 (株)
⑤ 久栄建設 (株)
⑥ (株) 久保工務店
⑦ 久保工務店・米盛建設経常建設共同企業体

業者の住所：① 鹿児島県日置市伊集院町徳重 4 8 2
② 鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉 7 0 5
③ 鹿児島県日置市伊集院町郡 1-2 7
④ 鹿児島県日置市伊集院町徳重 3 5 2
⑤ 鹿児島県日置市伊集院町下神殿 1 8 7 0
⑥ 鹿児島県鹿児島市高麗町 3 7-2 1
⑦ 鹿児島県鹿児島市高麗町 3 7-2 1
2. 指名停止措置期間：①～④は平成 17 年 8 月 5 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日
(4ヶ月)
⑤～⑦は平成 17 年 8 月 5 日 ～ 平成 17 年 11 月 4 日
(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、(株) 西郷組取締役、(有) 山之内建設代表取締役、三高建設 (株) 代表取締役、吉村興業 (株) 元代表取締役、久栄建設 (株) 取締役、(株) 久保工務店営業部長が平成 15 年 10 月 31 日頃、旧伊集院町発注の新村中川線道路改良工事の入札について落札予定業者を (株) 久保工務店と決め入札価格を申し合わせる談合を行ったとして、平成 17 年 7 月 25 日鹿児島区検は鹿児島簡易裁判所に対して競売入札妨害（談合）罪で (株) 西郷組取締役外 5 名を略式起訴し、同簡易裁判所はそれぞれ罰金 50 万円の略式命令を出した。(株) 西郷組取締役外 5 名は談合の事実を認めて、即日支払いを行った。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記業者が競売入札妨害（談合）罪で略式起訴され、罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 10 号（上記業者①～④）又は別表第 2 号第 8 号イ（上記業者⑤～⑦）（下記参照）に該当する。
従って、本件については、上記業者①～④は指名停止 4 ヶ月、⑤～⑦は指名停止 3 ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
1～7 省略 (競売入札妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内
9 省略 (競売入札妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
11～15 省略	

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東2-10-7 代表：TEL 092-471-6331
直通：TEL 092-476-3509
総務部契約課長 高木 典雄（内線 2511）

下関市竹崎町4-6-1 TEL 0832-24-4118
総務部経理調達課長 羽鳥 修（内線 270）